ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

ENERGY PRACTICE LEGAL UPDATE

2024年3月

わが国におけるカーボン・クレジット市場の最新事情 一グリーントランスフォーメーション(GX)・脱炭素(カーボンニュートラル) の実現に向けて一

弁護士 宮川 賢司 / 弁護士 藏野 舞 / 弁護士 香川 遼太郎

Contents

- I. はじめに
- Ⅱ.カーボン・クレジット市場の動向(日本国内)
- Ⅲ. カーボン・クレジット市場の動向(海外)
- Ⅳ. 日本企業としての留意点

I. はじめに

わが国の政府は、2050 年におけるカーボンネットゼロ、2030 年における 2013 年比 46%の温室効果ガス (以下「GHG」という。)排出削減を掲げているが、2030 年まで残り 6 年と迫っている。政府レベル及び民間レベルでの GHG 排出削減を促進するために、GHG に値段をつけるカーボンプライシングが効果的であると考えられており、その一環として GX リーグや GX 経済移行債の発行などさまざまな施策が打ち出されている。 いわゆるサプライチェーン (Scope3)の排出削減も考慮するとカーボン・クレジットによるオフセットも有益な手段であり、カーボン・クレジット活用による脱炭素投資促進が期待される。

一方、カーボン・クレジットについてはグリーンウォッシュ(見せかけの環境対策)等の批判もあるため、カーボン・クレジット取引においてはグリーンウォッシュリスク等のリスクに配慮した上で進める必要がある。

本ニュースレターでは、国内外のカーボン・クレジット市場の動向を概観した上で、日本企業がカーボン・クレジット取引を活用する際の留意点等について概観する。

II. カーボン・クレジット市場の動向(日本国内)

1. 全体像

日本のカーボン・クレジット市場は、大きく分けると以下の2つの側面があるといえる。

- ① グリーントランスフォーメーション(GX)リーグ 1:日本版排出量取引制度としての自主的な排出量取引制度(以下「GX-ETS」という。)を含むものであり、経済的負担としての賦課金・有償排出枠割当を課しつつ、GHG 排出削減の達成については適格カーボン・クレジットの活用を認める等、GHG 排出削減行為について経済的インセンティブを与える。
- ② GX 経済移行債等を裏付けとする脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(以下「GX推進法」という。)に基づく補助金等²:日本企業は、カーボン・クレジットによるオフセット(相殺)に依拠する前に、自らのアクションで脱炭素を進める必要があるが(いわゆるヒエラルキー・アプローチ)、各種産業活動の脱炭素を進めるためには初期投資が必要となる。当該初期投資を政府が補助金等を通じて促進するものである。

以上を踏まえて、各分野の動向を下記に概観する。

2. GX リーグの動向

(1) スケジュール

2022 年 6 月に経済産業省より公表されたカーボン・クレジット・レポート ³を踏まえ、2023 年 4 月に日本版排出量取引市場として「グリーントランスフォーメーション(GX)リーグ」が本格稼働した ⁴。GX リーグのスケジュールは下記のとおりである。

- 第 1 フェーズ(2023 年度~2025 年度): 試行期間、但し 2024 年 10 月末以降に超過削減枠の取引が開始される予定である⁵。
- 第2フェーズ(2026年度~2032年度頃):排出量取引市場の本格始動
- 第3フェーズ(2033年度頃~): 更なる発展

https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins12_pdf/231101_1.pdf

https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins12 pdf/230523.pdf

https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220628003/20220628003.html

なお、カーボン・クレジット・レポートの詳細については、下記ニュースレター参照。

https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins12_pdf/220629.pdf

https://gx-league.go.jp/action/gxets/

¹ GX リーグの詳細については、弊事務所の 2023 年 11 月ニュースレター(下記リンク)参照。

² GX 推進法等の詳細については、弊事務所の 2023 年 5 月ニュースレター参照。

³ 下記経済産業省リンク参照。

⁴ 下記 GX リーグ事務局のリンクにより、2023 年 2 月から GX リーグ参画企業の募集が正式に開始されている。 https://gx-league.go.jp/howtojoin/

⁵ 下記 GX リーグリンクに掲載される「GX-ETS における第1フェーズのルール」58 頁参照。

(2) ダッシュボードによる目標公開

2024 年 1 月、GX リーグ公式 Web サイト上に「GX ダッシュボード」が開設され、参画企業ごとの GHG 排出 削減目標等が公開された 6。GX リーグでは、GX-ETS の前提として、参画企業が自社の排出削減目標を設定し、その目標を達成するための取組を行う。GX ダッシュボードは、そのような参画企業の排出削減目標やサプライチェーン上での削減取組を公表するための情報開示基盤となる。現在既にデータを提出した企業の 2021 年度直接排出量の合計は、日本における GHG 排出量の 5 割超を占める結果となった。来年以降は、各社排出量実績も公表される予定である。

(3) 適格カーボン・クレジット

GXリーグ参加企業としては、上記ダッシュボード等によって設定した目標達成が困難である場合や著しい経済的負担を伴う場合、「適格カーボン・クレジット」によるオフセット(相殺)の選択肢を検討することになる。現状において、「適格カーボン・クレジット」として下記のものが認められている。

- J クレジット 7
- 二国間クレジット(JCM クレジット)8

(4) ワーキンググループ等による情報発信

GX リーグでは、GX リーグ参加企業等により様々なワーキンググループ(以下「WG」という。)が組成され、カーボン・クレジットに限らず脱炭素を促進する取り組みについて様々な情報発信がされている。その代表例として、下記のようなものが挙げられる。

- 2023 年 10 月 2 日、「適格カーボン・クレジット WG」を含む 3 つの WG が組成され、GX-ETS の第 1 フェーズにおいて利用可能な適格カーボン・クレジットについて、対象とすべきクレジットの定義やその認定等に関する議論が行われる。
- 2023 年 12 月 3 日、COP28 において経営促進 WG が削減貢献量 ⁹に関する成果物を公表した ¹⁰。
- 2023 年 12 月 27 日、「ボランタリーカーボンクレジット情報開示検討 WG」最終報告書 ¹¹が公表された。ボランタリーカーボンクレジット市場拡大に向けた日本企業の望ましい取組み等が紹介されており、ボランタリーカーボンクレジットを取り扱う上で参考になる。

https://gx-league.go.jp/news/20240116/

なお、2024年3月5日に「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、二国間クレジット制度(JCM)の実施体制強化等が盛り込まれた(下記環境省リンク参照)。

 $\underline{\text{https://www.env.go.jp/press/press}_02855.\text{html}}$

⁶ 下記 GX リーグリンク参照。

⁷ https://iapancredit.go.ip/

⁸ https://www.env.go.jp/earth/jcm/

⁹「削減貢献量」とは、従来使用されていた製品・サービスを自社製品・サービスで代替することによる、サプライチェーン上の「削減量」を定量化する考え方をいう(下記環境省リンク参照)。

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/SC_syousai_Option1_20230301.pdf

¹⁰ https://note.com/gx league/n/n9795384e4fa8

¹¹ https://gx-league.go.jp/news/20231227/

3. GX 経済移行債

2023 年 6 月 30 日に施行された GX 推進法 7 条に基づき、政府は、GX の実現に向けた先行投資として、2023 年度から 2032 年度までの 10 年間にわたり、脱炭素成長型経済構造移行債(以下「GX 経済移行債」という。)を発行する。GX 経済移行債は、GHG 排出削減や経済成長に資する一方で民間企業のみでは実現が困難な事業について、民間の投資を促進するための支援であり、2023 年 2 月から実際の発行が開始された 12。

一部報道によれば、GX 経済移行債を財源とする政府による脱炭素支援の前提として、政府は対象となる企業に対し、GX-ETS への参画を求めるとされている ¹³。詳細については政府の報告等を待つ必要があるものの、未参画企業にとっては GX リーグへの参画を検討するインセンティブとなる。

4. グリーンファイナンスの活用

GX 経済移行債を財源とする政府による脱炭素支援とは別に、各金融機関等により、グリーンボンド、グリーンローン、トランジションボンド、トランジションローン等の各種グリーンファイナンスが提供されている。グリーンファイナンスについては各種ガイドライン等も整備されているため ¹⁴、これらのガイドライン等を遵守して実施することにより、グリーンウォッシュリスクに対処しつつ、各企業の脱炭素投資が促進されることが期待される。

III. カーボン・クレジット市場の動向(海外)

1. COP28¹⁵

2023 年 11 月 30 日から 12 月 13 日、国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会合(COP28)が開催され、最終合意文書「UAEコンセンサス」が全会一致で採択された。

① グローバル・ストックテイク(GST)

GST とは、パリ協定の目的や長期目標と比較して、国際社会全体の温暖化対策の進み具合がどの位置にあるのかを IPCC の最新報告書などの情報を基に、5 年ごとに評価する制度であり、この GST が初めて実施され、GST 決定文書では 1.5 度目標に向けて行動と支援が必要であること、2025 年までに GHG 排出をピークアウトさせること等(再生可能エネルギーの発電容量を 3 倍とすること等を含む。)が明記された。

②「損失と損害」(ロス&ダメージ)基金の新設

気候変動の悪影響に伴う「損失と損害」に対する新たな基金が世界銀行の下に設置されることが決定された。我が国は、基金設立のため 1,000 万米ドルのプレッジ額を表明した。

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231128/k10014271461000.html

https://greenfinanceportal.env.go.jp/

¹² https://www.mof.go.jp/jgbs/topics/JapanClimateTransitionBonds/index.html

¹³ 下記リンク参照。

¹⁴ 下記環境省リンク参照。

2. カーボン・クレジット規制等の動向(代表例)

下記のとおり、カーボン・クレジットや炭素税等のカーボンプライシングに関する各種施策が海外においても発展している。日本企業が国際的に業務展開する場合、各法域におけるカーボン関連規制を調査した上で各法域におけるカーボン関連リスクを精査する必要がある。

(1) EU ETS

EU 理事会と欧州議会は、海運業界についても 2024 年から段階的に EU ETS に組み込むことを合意した。 対象となる船舶及び対象となる排出量は以下のとおりである。

- 対象船舶:総トン数 5.000トン以上
- 対象排出量:EU 域内の港湾間の航海及び停泊には GHG 排出量の 100%、EU 域内と外部の港湾間の航海には GHG 排出量の 50%

排出枠の適用は、2024年から2026年にかけて段階的に導入される予定である。

(2) シンガポール 16

シンガポールでは「国際カーボンクレジット(ICC)フレームワーク」に基づいて、2024 年より、炭素税の対象企業が課税対象の排出量を最大 5%相殺可能となった。

なお、ICCは、①所定の基準(適格基準)を満たし、②主務大臣の指示に従い、シンガポール環境持続省管轄下の国家環境庁(NEA)が適格な ICC であると認めたものでなければならない。

ICC の適格基準を満たすためには、(1)二重カウントの防止、(2)法基準で定めた削減・除去量を上回ること、(3)現実的、正当で、最も控えめな予測に基づく削減・除去の量、(4)透明性のある方法での算出、(5)一時的ではなく、恒久的な削減・除去、(6)法律に基づく削減・除去、(7)削減・削除が別の場所での排出増とならないことの 7 つの基本原則を順守する必要がある。

(3) インドネシア

インドネシア環境林業省(Ministry of Environment, Forest and Climate Change: MOEF)は、2023 年 6 月、森林部門における炭素取引のための手続に関する MOEF 規則 No.7 を発行した。MOEF 規則 No.7 は、林業分野における事業活動から生じる GHG 排出を管理することを目的とする。主な特徴は以下のとおりである。

- 林業分野での排出量取引への参加を森林事業許可保有者に限定
- 泥炭地とマングローブの管理に排出上限を課すことを検討している
- ◆ 特定企業が国際的な炭素取引を行うための最大許容割当量を算出する式を定めている
- 国際炭素取引割当枠に割り当てることができる排出量取引制度における企業の余剰 GHG 排出削減量は、GHG 排出削減証書(SPE-GRK)として発行する

(4) UAE¹⁷

-

¹⁶ Ministry of Sustainability and the Environment "Singapore Sets Out Eligibility Criteria For International Carbon Credits Under The Carbon Tax Regime" (https://www.mse.gov.sg/resource-room/category/2023-10-04-eligibility-criteria-for-international%20carbon%20credits)

¹⁷ ADGM"Abu Dhabi to launch the first regulated carbon credit trading exchange and clearing house in the world" (https://www.adgm.com/media/announcements/abu-dhabi-to-launch-first-regulated-carbon-credit-trading-exchange-and-clearing-house-in-the-world)

2022 年 3 月、UAE のアブダビ・グローバル・マーケット(Abu Dhabi Global Market: ADGM)は炭素クレジット取引所及び決済機関の開設を発表した。シンガポールに拠点を構えるデジタル取引所である AirCarbon Exchange(ACX)と協力して開設される見込みとなっている。この取引所を通じて、企業は従来の金融資産と同様の方法によって、炭素クレジットの取引や融資が可能になる。

(5) オーストラリア

オーストラリアでは、農地等の CO2 吸収力を炭素クレジットとした政府主導の豪州炭素クレジット(Australian Carbon Credit Units: ACCU)が利用されている。ACCU は、2001 年会社法に基づく「金融商品」にも分類されている。ACCU は、オーストラリア国内においてのみ、レジストリの口座間で譲渡することができる仕組みとなっている。

3. CORSIA¹⁸

国際民間航空機関(ICAO)による国際航空部門における脱炭素化への取組みである CORSIA (Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation)は、2024 年から 2026 年の第 1 フェーズ、2027 年から 2035 年の第 2 フェーズの 2 つのフェーズで成り立っている。現在は第 1 フェーズの段階にあり、参加国は一定のオフセット義務量を達成する必要がある。19 の要件を満たした炭素クレジットのみが使用可能な適格クレジット(CORSIA Eligible Emissions Units)と認定され、19 の要件は、「明確な方法論、及びそれらの開発プロセス」を含むプログラム設計に関する 11 の要件と、クレジットの十全性に関する 8 の要件で構成されている。国内におけるカーボン・クレジットである Jークレジットについても、CORSIA Eligible Emissions Units 認定を受けるように申請中とのことである 19。

4. ボランタリーカーボンクレジットの法的性質等に関する議論

Verra や Gold Standard に代表される海外 NGO が認定発行する海外ボランタリーカーボンクレジット(以下「海外 VCC」という。)については、その発行量が多いため、カーボン・クレジット市場の発展に貢献することが期待されている。一方で、グリーンウォッシュ(見せかけの環境対策)等の批判もあり、これらを巡って、下記のように「質の高い海外 VCC 取引」を促進する動きがみられる。

- 海外 VCC については、その法的性質や譲渡の際の対抗要件など法的論点が未解決であり、これら を明確化しようという試みが行われている ²⁰。
- 海外 VCC のうち「質が高い海外 VCC」であることを担保する基準として、例えばICVCM(The Integrity Council for the Voluntary Carbon Market)は Core Carbon Principle 21を公表しており、2024年3月頃には CCP 基準を充足するものが公表される見込みとのことである 22。

¹⁸ ICAO"CORSIA Eligible Emissions Units" (https://www.icao.int/environmental-protection/CORSIA/Documents/TAB/CORSIA%20Eligible%20Emissions%20Units_Nov2023.pdf)

¹⁹ 第 31 回Jークレジット制度運営委員会資料(2023 年 6 月 30 日開催、下記リンク)参照。 https://japancredit.go.jp/steering_committee/data/haihu_230630/1_inkai_shiryo.pdf

²⁰ 例えば、UNIDROIT において、海外 VCC の法的性質等に関する議論が始まっている(下記 UNIDROIT リンク参照)。 https://www.unidroit.org/work-in-progress/voluntary-carbon-credits/#1637156948432-1d04168e-7a08

²¹ https://icvcm.org/the-core-carbon-principles/

https://icvcm.org/integrity-council-reaches-new-milestone-assessing-100-carbon-credit-methodologies-against-high-integrity-benchmark/

5. 気候変動訴訟の動向

近年、海外では気候変動訴訟 ²³が活発化している。環境保護団体等が原告、多排出企業等が被告となり、 企業側が敗訴する例もみられるところである。一口に気候変動訴訟といっても様々な類型がある。以下はすべ て海外の事例であり日本への影響は未知数ではあるが、代表的なものを 2 つ紹介する。

(1) Shell 社(オランダ·英国)

2019 年、複数の環境団体が Royal Dutch Shell を被告として、Shell 社グループ全体から排出される GHG 排出量削減を求めてオランダ・ハーグ地方裁判所に提訴した。裁判所は、原告の請求を認容し、2030 年まで に Shell グループ全体の GHG 排出量を 2019 年比で 45%削減するよう命じる判決を出した。

この事案は、環境団体が企業に対し GHG 排出量削減を求めるという類型であり、気候変動対策を積極的 に推進することを求めるタイプのものといえる²⁴。

また、2023 年には、環境団体が Shell 社(英国)の取締役会の気候変動対策が不十分であるとして提訴している。これは、企業の取締役ら経営陣に対し責任を追及する類型の訴訟である。

(2) デルタ航空(米国)

2023 年、消費者らがデルタ航空を被告として、デルタ航空の宣伝が誇大広告にあたるとして米国カリフォルニア州裁判所に集団訴訟を提起した。デルタ航空は、2020 年頃から「世界初のカーボンニュートラルの航空会社」という宣伝を行ってきたが、訴状によれば、当該宣伝には環境に悪影響を与えないという誤解を招く一方で、デルタ航空の取組には信頼性の高くないカーボンオフセットの活用も含まれているなどと主張されている。このように、環境に配慮しているように見せかける企業の取組を批判するグリーンウォッシュ訴訟も近年増加している。

IV. 日本企業としての留意点

以上を踏まえて、カーボン・クレジット取引等に関する日本企業の留意点を検討する。

- まずは、自社及び自社グループ会社等の GHG 排出量について、Scope1、Scope2、Scope3 ごとに 把握する必要がある ²⁵。特に Scope3 の排出量を算定・開示することは容易ではないが、企業にお いて全体排出量に占める Scope3 の割合は高い場合が多く、ESG 投資との関係においても重要な 指標となる。
- そして、自社等の GHG 排出量を把握した上で、特に Scope1、Scope2 については、自らの行動(すなわち省エネや脱炭素エネルギーへの転換など)により GHG 排出削減に取り組むことが求められる

https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/34818/GCLR.pdf?sequence=1&isAllowed=y

²³ 気候変動訴訟とは、気候変動に対する緩和、適用及び気候科学に関する法又は事実を主要な争点とする訴訟である。 下記 UNEP 報告書参照。

²⁴ 一原雅子「人権が問題とされる気候変動訴訟においてカーボンニュートラルが持つ意味合い」(2023 年)37 頁(下記リンク「[電子版]環境法政策学会誌 第26号 カーボンニュートラルを目指して環境法政策学会編」第1部 報告参照。 https://jaelp.smoosy.atlas.jp/ja/journal epub26v

²⁵ Scope 1、Scope 2、Scope 3 とは、GHG プロトコルで定められた GHG 排出量の分類方法である。Scope 1 とは、自社が直接排出する GHG(製品の製造過程等)、Scope 2 とは、自社が間接的に排出する GHG(他社から供給される電気を使用する場合等)、Scope 3 とは、サプライチェーン上で排出される GHG である。

なお、現在 GX リーグにおいては算定・報告の対象は Scope1、Scope2 のみであり、取引の対象は Scope1 のみである。

(ヒエラルキー・アプローチ)。自らの行動による脱炭素の取り組みについては、上記 Ⅱ. 1. で述べた GX 経済移行債を財源とする政府による脱炭素支援やグリーンファイナンスによる民間金融機関による支援を受けること等が考えられる。

● しかし、自らの行動だけでは Scope3 を含めた GHG 排出削減を実現することは現実的でない又はコストが割高になる可能性がある。そのため、適切なカーボン・クレジットを取得又は調達することによるオフセット(相殺)も活用する必要がある。但し、適切なカーボン・クレジットを取得又は調達することについては法的リスクも存在するため、法的リスクを適切に管理しつつ進める必要がある ²⁶。

以上

²⁶ カーボン・クレジットを取得又は調達することに関する法的リスク及び管理については、弊事務所の 2023 年 2 月のニュースレター(下記リンク)「IV.カーボン・クレジットに関連するリスク及び対処方法」参照。

https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins12_pdf/230221.pdf

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

弁護士 宮川 賢司 (kenji.miyagawa@amt-law.com)

弁護士 藏野 舞 (mai.kurano@amt-law.com)

弁護士 香川 遼太郎 (ryotaro.kagawa@amt-law.com)

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、<u>お問い合わせ</u>にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、<u>こちら</u>にてご覧いただけます。

アンダーソン·毛利·友常 法律事務所

www.amt-law.com